



2019年6月12日

各 位

会 社 名 エコモット株式会社
代表者名 代表取締役 入澤 拓也
(コード：3987、東証マザーズ、札証アンビシャス)
問合せ先 取締役管理部長 工藤 貴史
(TEL. 011-558-6600)

(訂正)「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2019年6月7日に開示いたしました「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正がございましたので、お知らせいたします。

記

訂正箇所及び訂正内容(訂正箇所は、二重下線を付しております)

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>(第14期の事業年度)</u> 第1条 第39条の規定にかかわらず、第14期の 事業年度は、2019年4月1日から2020 年8月31日までの17か月間とする。
(新 設)	<u>(第14期中間配当の基準日)</u> 第2条 第41条の規定にかかわらず、第14期 の事業年度の間配当の基準日は、 2019年9月30日とする。
(新 設)	<u>(附則の有効期限)</u> 第3条 本附則第1条から第3条は、2020年8 月31日まで有効とし、同日の経過を もって削除する。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附 則
(新 設)	<p>(第14期の事業年度)</p> <p>第 1 条 第39条 (事業年度) の規定にかかわら ず、第14期の事業年度は、2019年4月1 日から2020年8月31日までの17か月間 とする。</p>
(新 設)	<p>(第14期の中間配当の基準日)</p> <p>第 2 条 第 41 条 (中間配当) の規定にかかわ らず、第14期の事業年度の中間配当の 基準日は、2019年9月30日とする。</p>
(新 設)	<p>(効力発生日の特例)</p> <p>第 3 条 第12条 (招集)、第13条 (定時株主総会 の基準日)、第40条 (剰余金の配当の基 準日) の規定の変更は、2020年2月1日 からその効力を生じる。</p>
(新 設)	<p>(附則の有効期限)</p> <p>第 4 条 本附則第1条から第4条は、2020年8 月31日まで有効とし、同日の経過を もって削除する。</p>

以 上